

求職者支援制度について

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者
具体的には、
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

訓練

- 就職に資する新たな訓練を設ける(民間教育訓練機関の実施する就職に資する訓練のみを認定する方式)。
- 新たな訓練は、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた計画を基に設定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(実費))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

求職者支援訓練について

1. 訓練の種類

- ・実践コース（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）
- ・基礎コース（基礎的能力を習得する訓練）

2. 訓練の認定

- ・厚生労働大臣が認定。平成23年度下半期に12万6千人が受講できるよう予算を確保。
（これを上回る申請があった場合は、これまでの就職実績が高いものから認定。）
- ・求職者支援訓練の質の向上を図るため、就職実績が一定の水準以下の場合等は認定しない。
このため、次の要件を設定。
 - ＜新設した要件の例＞
 - ・求職者支援訓練を認定申請する前1年間において、同等の訓練を実施した実績があること。
 - ・就職支援責任者を配置すること。
 - ・習得状況を毎月評価すること、修了評価すること、修了評価を記載したジョブカードを交付すること。
 - ・求職者支援訓練の受講者の就職実績が著しく悪くないこと。
 - ＜強化した要件の例＞
 - ・講師について、「担当科目の内容を指導した十分な経験を有すること」を追加。

3. 訓練実施機関に対する奨励金

- ・実践コース：就職実績に応じた支払制度
 訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者が

55%以上の訓練	7万円／人月
40%以上55%未満の訓練	6万円／人月
40%未満の訓練	5万円／人月
- ・基礎コース：受講者数に応じた定額制
 6万円／人月

1. 額

- ・給付金支給単位期間(※)ごとに10万円
ただし、日数が28日未満の給付金支給単位期間については、3,580円×日数
- ・あわせて交通費(実費)も支給
※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

2. 要件

給付金支給単位期間について、

- ① 収入が8万円以下であること
- ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
- ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
- ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 訓練の全ての実施日に訓練を受講していること
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
- ⑥ 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
- ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

※世帯＝同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

3. 受給できる日数等

- ・12(1年相当)(必要な場合は24(2年相当))の給付金支給単位期間について支給
- ・直前に給付金の支給を受けた訓練の最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合には支給しない

4. 手続等

- ・ハローワークで個別に就職支援計画を作成し、就職支援を行う(必要に応じて個別担当者制)
- ・月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して、給付金を支給
- ・ハローワークに来所しない場合は、以後不支給
- ・不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティ